

# 審査意見書

環境影響評価実施者

河川管理者

兵庫県知事 貝原 俊民

武庫川ダム建設事業に係る環境影響評価概要書（以下「概要書」という。）に関し、環境影響評価に関する条例（平成9年条例第6号）第12条第1項の規定に基づく審査意見は、下記のとおりである。

平成12年5月9日

兵庫県知事 貝原 俊民

## 記

標記の概要書について環境の保全と創造の立場から審査した結果、以下の意見を述べる。なお、次の段階である環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、ダム事業の環境影響だけではなく、流域の環境保全について総合的に検討することが重要であると考えている。

標記事業の環境影響評価の実施に当たっては、概要書に記載の調査・予測・評価等の計画に加え、次の点に留意する必要がある。

## 1 全般的事項

### (1) 事業計画について

ア 当該事業の準備書の作成に当たっては、ダム建設に伴う環境影響について検討を行うだけでなく、今後の流域の治水のあり方も含め、事業計画を総合的な観点から検討すること。また、特にダムの位置や規模の妥当性、計画で想定している最大規模の洪水のみならずそれ以下の規模の洪水時におけるダムの効果を明記するとともに、他の代替案との比較検討経過をできる限り定量的に明らかにすること。

イ レクリエーション基盤整備事業については、そのコンセプトとダム事業との関連性及び必要性を明記するとともに、ダム堤体内のホール、遊歩道、展望施設等について透視図等を作成して具体的な内容を明記すること。

事業用地内の廃線敷ハイキングコースについては、工事中並びにダム完成後の整備管理方針を明記すること。

### (2) 工事計画について

準備書作成までの段階で工事計画の内容を具体化させ、工事の箇所・種別、すなわち、付替道路工事・転流工事・堤体工事・試験湛水などにおける調査・予測及び対策の方針を説明すること。

### (3) 試験湛水について

長期にわたる試験湛水の実施は環境に与える影響が著しいと予想されることから、試験湛水の回避を含め、環境影響を緩和する方法を選択する必要がある。安全の確認の見地から試験湛水を行う場合は、流況解析等の結果から試験湛水に要する期間を明記し、湛水による生態系への影響について詳細に予測・評価するとともに、失われる自然環境の復元方を明記すること。また試験湛水時のダム下流における流況を示すとともに生態系の変化を予測すること。

### (4) 事後監視について

工事中及び供用後の水質、生態系等に対する影響及び環境保全対策の効果を確認するためのダム上下流域における事後監視計画を作成すること。

## 2 個別的事項

( 1 ) 現況調査について

ア 大気汚染

工事中の影響を把握するため、あらかじめ影響を受けると予測される地点を選定し、その近傍で年4回各1週間程度現況調査を実施すること。

イ 動植物・生態系

(ア) 工事計画が具体化した時点で調査範囲及び調査時期について再度検討し、必要な調査を実施すること。

(イ) 事業の実施による生態系への影響を明らかにするために、十分な現況調査を行いこの地域の渓谷の生態系を代表する複数の動植物種やその生育環境について相互関係を明らかにすること。

( 2 ) 予測・評価について

ア 大気汚染

転流路の建設、資材運搬用車両の通行及び工事ヤード(コンクリートプラント)その他建設機械の稼働などからの影響が著しいと想定される場合は、予測項目に浮遊粒子状物質(SPM)も含め、定量予測を行うこと。

イ 水質汚濁

(ア) 転流工事、堤体工事及び試験湛水の各工事期間中、並びに供用後の平常時及び洪水時の各段階において、影響を受ける各区分ごとに、流況、水質(生活環境項目及び重金属等)、底質、河床への土砂の堆積及び地下水について可能な限り定量的に予測・評価すること。

(イ) 宝塚市、西宮市及び伊丹市がダム下流において表流水・伏流水を水道水源の一部として取水しているため、水源としての利用に対する影響についても予測・評価すること。

ウ 騒音・振動

(ア) 工事最盛期のみならず工事の種別ごとに騒音・振動の影響を予測・評価すること。

(イ) 発破の影響についても推定し、予測・評価すること。

(ウ) ダム放流口からの流出水による騒音・振動についても、類似事例等を参考に予測すること。

エ 廃棄物

濁水処理に伴う汚泥の発生量を予測するとともに、その影響について評価すること。

#### オ 植物・動物

(ア)動植物その他自然環境に関する評価に当たっては、厳重な保全対策が必要とされる兵庫県版レッドデータブックでAランクに位置づけられる貴重種が存在することから、安易に環境への影響が軽微であると結論づけるのではなく、何が失われ、何が保全され、何を復元するのかを明確に示すとともに、予測不可能であるものはその旨を記述すること。

(イ)各工事の種類について影響を受ける区域ごとに動植物に対する影響を予測・評価すること。

(ウ)特に転流工事に伴う河道の閉め切りによりダム直上流部及び下流は水位低下が予想される。これによる動植物への影響及び対策を明らかにすること。

#### カ 水生生物

(ア)水生生物の予測評価は、各工事の種類について影響を受ける水域の区分ごとに行うこと。

(イ)特に転流工事に伴う河道の閉め切りによる水生生物への影響及び対策を明らかにすること。

(ウ)試験湛水による湛水区域内の影響及び試験湛水中の下流への影響を予測・評価すること。

#### キ 生態系

代表的な動植物についての食物連鎖に着目して湛水区域及びその周辺地域全体の生態系の循環構造を明らかにし、その構造が工事着手から完成、供用にいたるまでどのように変化するかを検討すること。

#### ク 景観

(ア)ダム事業のみならず、ハイキングコース及び桜づつみ回廊事業などの周辺の地域整備を含めてのデザインのマスタープランを示し、現在の武庫川渓谷が将来どう変化するかを示すこと。

(イ)現在人々に親しまれている自然造形物やその他景観資源の保全・移転計画を示すこと。

(ウ)工事中の期間も含めた景観の変化の予測については、事業区域の可視範囲を明ら

かにしたうえで、周辺の主な眺望ポイント（将来視点場となる箇所も含め）からの四季それぞれの景観の変化を明らかにすること。

### 3 その他

環境影響評価審査会から、特に次のような附帯意見が出されているので留意すること。

事業者は事業実施について住民の理解を得るため説明会を重ねているが、第一次住民意見書にはダム計画について多くの意見が出されている。河川整備のあり方が、自然との共生・住民参加型へと移行しつつあることから、当該事業においては、武庫川流域の河川整備に関して地域住民とのコミュニケーションを重ねる努力を望みたい。

また、概要書に対する第一次住民意見書は、地域の環境に関心を持つ住民等からの提言であることから、環境影響評価の際に活用できるものは活用するとともに、出された意見に対して丁寧に対応していく必要がある。

なお、準備書の作成については住民に分かりやすい形で記述する必要がある。